

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成二年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二十号備考(1)、別記様式第二十号の二備考(1)、別記様式第二十号の三備考(1)、別記様式第二十号の四備考(1)、別記様式第二十号の五備考(1)、別記様式第二十号の六備考(1)及び別記様式第二十号の七備考(1)中「ただし、日本国籍を有しない人は審査請求ができません。」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。